

○保安検査申請〔振興局で検査を行う場合〕（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第35条 一般則第79条
 液石則第77条
 コンビ則第34条

適用

- ・第1種製造者の特定施設について、告示で定めるものを除き、1年に1回実施

→「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」第13条（保安検査を受ける必要のない施設）、第14条（保安検査の期間）

※ 平成10年4月1日～

移動式の空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置の保安検査期間は2年

必要書類

1. 保安検査申請書
（一般則様式第38、液石則様式第37、コンビ則様式第17）
2. 保安検査受検に必要な書類
（処理能力一覧表、保安統括者等及びそれらの代理者の選任状況一覧表、
定期自主検査記録）
3. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）